

○令和六年国土交通省告示第三百五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第三十四項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事
 - ロ 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに取り替える工事（第五号ハに該当する工事を除く。）
 - ハ 転落防止のための手すりを取り付ける工事（施工後に新たに評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9—1（3）イ④のbからdまでに掲げる基準に適合することとなるものに限る。）
 - ニ 戸を子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事
 - ホ 乳幼児が危険な場所に進入することを防止するための柵を取り付ける工事
 - ヘ コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものとして次に掲げる基準のいずれかに適合するものに取り替える工事
 - （1） その差込口が開閉する構造であること。
 - （2） 乳児の手が届かない高さにあること。
- 二 キッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製のユニットをいう。以下この号において同じ。）を対面式のもの（調理をしながら居室を見渡すことができる構造のキッチンをいう。）に取り替える工事（第六号ハに該当する工事を除く。）
- 三 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事（施工後に新たに評価方法基準第5の10の10—1（2）イ⑤に規定する侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部となるものに限る。）
- 四 棚その他の収納設備を増設する工事
- 五 開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 窓の防音性を高める工事（施工後に新たに評価方法基準第5の8の8—4（3）ロ

②に掲げる基準に適合し、又はこれと同等の防音性を有することとなるものに限り、第三号に該当する工事を除く。）

- ロ 界壁に防音上有効な下地材又は仕上げ材を取り付ける工事
 - ハ 床仕上げ構造（評価方法基準第5の8の8-1（2）イ③に規定する床仕上げ構造をいう。）を重量床衝撃音（評価方法基準第5の8の8-1（2）イ①に規定する重量床衝撃音をいう。）又は軽量床衝撃音（評価方法基準第5の8の8-2（2）イに規定する軽量床衝撃音をいう。）の低減に資するものとするための工事
- 六 間仕切壁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の位置の変更をする工事であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 居間及び食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、遊びその他の用に供される居室を増設する工事
 - ロ 調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事
 - ハ 調理をしながら居室を見渡しやすい構造とする工事

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九九号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する。